

## 島田市オープンデータの推進に関する指針

本指針は、官民データ活用推進基本法及び、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、島田市が保有する公的データの公開、活用を促進することにより市民生活や企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、島田市がオープンデータを推進する際の基本的な考え方、方向性を示すものである。

### 第1部 オープンデータ推進の基本的な考え方

#### 1 オープンデータを推進する意義

##### (1) 行政の透明性・信頼性の向上

島田市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性・信頼性の向上が図られる。

##### (2) 市民参加・官民協働推進による地域課題の解決

島田市ウェブサイトやカタログサイトを通じて、市民や企業、NPO等の民間団体と公的データを共有することで、島田市の課題も共有してもらい、協働による地域課題解決への礎とする。

##### (3) 経済の活性化

市内外で活動する企業やNPO等が、島田市の公的データの編集、加工、分析などを行い、幅広い場面で活用することで、観光、子育て、医療・福祉など多彩な分野において、島田市ならではの資源及び人材を活かした新たなビジネスやサービス、就業の機会が創出され、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新たな事業の創出、産業の健全な発展に寄与する。

##### (4) 行政における業務の簡素化・効率化

オープンデータの推進を契機に、政策決定等において公的データを効果的に分析することにより、業務の簡素化・効率化が図られ、市民の利便性向上に寄与する。

#### 2 推進のための基本原則

(1) 島田市自ら積極的に公的データを公開する。

(2) 機械判読が可能で二次利用が容易な形式で公開する。

(3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進する。

(4) 取組可能な公的データから速やかに公開の具体的な取組に着手し成果を蓄積する。

#### 3 推進体制

オープンデータは、総務課が統括する情報化推進リーダー（ICTリーダー）を中心に、全庁的な体制によって推進する。

#### 4 本指針の改定

本指針の内容は、今後の国、県等における官民データ活用推進基本計画等の制定及び技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとする。

## 第2部 オープンデータの推進に関する具体的な取組の方向性

### 1 オープンデータ化を推進するための基盤

島田市が保有する情報のオープンデータ化を進めるための基盤として、島田市オープンデータカタログサイトを整備し、利用者の利便性を確保する。同サイトに掲載する情報は、原則、オープンデータとして利用しやすいようにするため、オープンデータの5つの段階とデータ形式について、より機械判読性の高い段階で公開することに努めるものとする。

### 2 オープンデータ化の対象となる情報と公開するデータの拡大

#### (1) オープンデータ化の対象となる情報

島田市が保有する情報のうち、ホームページ等に掲載し公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、個人情報<sup>(※注)</sup>及び具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

(※注) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

#### (2) 重点的にオープンデータ化を推進する項目

国が定める5つの重点分野（白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）に限らず、オープンデータ化することで行政経営の効率化やデータの利用促進につながる情報については、重点的にオープンデータ化を進める。

### 3 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

#### (1) 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては、コンピューターで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV形式等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（LOD、RDF形式等）での公開へと順次拡大していく。

なお、用語及びその定義の標準化については、国における整備に併せて、順次対応する。

#### (2) 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法等関係法令の範囲内で、二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおけるCC BYとなるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

### (3) 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱

島田市が保有する情報のうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。島田市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。ただし、島田市が公開することが適当でないとは判断したものについては、情報を提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

### (4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、島田市はその責を負わない旨を明示する。

## 4 利活用推進のための取組の方向性

### (1) 利活用推進のための支援

市民、企業、NPO等から利活用の提案等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて、各所属が連携し支援する。

### (2) 民間との協働による利活用の推進

市民、企業、NPO等の利用者のニーズの把握に努めるとともに、民間が行う利用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。